



月報 愛知労働局

- 最近の雇用情勢 平成 28 年 4 月 1
- 平成 28 年 4 月末現在の労働災害発生状況 1
- 県内第 1 号!! 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の交付式を開催 2
- 平成 28 年度 全国安全週間 2
- 平成 28 年度各種助成金のご案内 3
- 平成 29 年 3 月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る
推薦及び選考開始日の申し合わせについて 4
- 転倒災害を防止しよう!! 5
- いよいよ暑さも本番に! 早めの「熱中症予防対策」の徹底を 5
- 6 月 1 日から化学物質のリスクアセスメントが義務化されました 5
- 平成 28 年度 労働保険の年度更新について 6
- 「知って得する労働法」プレート No. 11~No. 12 6
- 今後予定している主なイベントについて 6

2016
6月

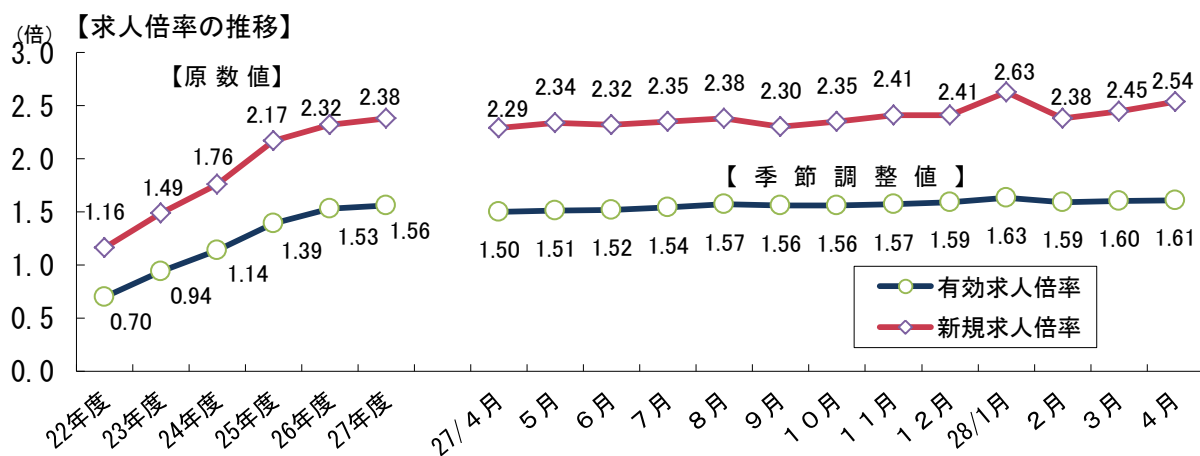
毎月第三稼働日 発行

最近の雇用情勢 平成 28 年 4 月

職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は2か月連続で上昇 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率(季節調整値) 1. 61倍 対前月+0. 01ポイント
 - ・ 2か月連続で前月を上回った。
 - ・ 有効求人数は微増(前月比0. 1%増)、有効求職者数は減少(前月比0. 8%減)。
- 新規求人倍率(季節調整値) 2. 54倍 対前月+0. 09ポイント
 - ・ 2か月連続で前月を上回った。
 - ・ 新規求人数は微減(前月比0. 1%減)、新規求職者数も減少(前月比3. 6%減)。



平成 28 年 4 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業 種	年 別	平成28年 (人)	平成27年同期 (人)	平成27年同期比 (人)	増減率 (%)
製 造 業		464 (2)	437 (0)	27 (2)	6.2
建 設 業		152 (1)	194 (3)	-42 (-2)	-21.6
陸上貨物運送事業		192 (0)	210 (1)	-18 (-1)	-8.6
小 売 業		175 (0)	150 (0)	25 (0)	16.7
通 信 業		39 (0)	31 (0)	8 (0)	25.8
社 会 福 祉 施 設		61 (0)	45 (0)	16 (0)	35.6
飲 食 店		46 (1)	41 (0)	5 (1)	12.2
清 掃 ・ と 畜 業		77 (0)	55 (0)	22 (0)	40.0
上 記 以 外 の 事 業		245 (3)	273 (1)	-28 (2)	-10.3
合 計		1,451 (7)	1,436 (5)	15 (2)	1.0

※()内は死亡者数で内数である。



1 平成 28 年 4 月末における死亡災害は、全産業で 7 人が被災しており、前年同期より 2 人の増加となっています。業種的には製造業のうちの鉄鋼業において 2 人が被災しています。

休業 4 日以上死傷災害は 1,451 人となっており、前年同期より 15 人(1%)増加しています。増加傾向にある製造業では金属製品製造業が 24 人の増加、清掃・と畜業の中ではビルメンテナンス業にて 12 人の増加となっています。事故の型別では、交通事故が前年同期比 34 人(29%)減少、転倒が 29 人(9%)増加しています。

中川人事部長



愛知労働局（局長 藤澤 勝博）では、平成28年4月1日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、中部電力株式会社を愛知県内で第1号の「えるぼし」事業主として認定しました。

これは、女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出をした事業主のうち取組の実施状況が基準を満たす優良な事業主を厚生労働大臣が認定するもので、中部電力は3段階ある認定の段階のなかで最高位である3段階目の「えるぼし」認定となりました。

5月30日に開催された認定通知書の交付式において、藤澤局長は「女性活躍推進の取組を進めていく上では、行政機関による取組だけではなく、民間の方々と連携し

た取組が大変重要であると考えている。」とした上で今回の認定について「県内企業が女性活躍推進に取組むことを促すために、大変な効果がある」とあいさつしました。

交付式に続き、局長、雇用環境・均等部長と中部電力の人事部長、女性社員を交えて懇談会を行い、取組のきっかけや効果などについて和やかな雰囲気の中で意見交換を行いました。

その中で「価値観のギャップを感じている世代に人事としてどうアプローチされたのか」という質問に対し、中部電力の中川人事部長は「本店・支店のトップの意識をしっかり持つことが重要と考えた。」「男女差もあるが、多様な働き方は男女問わず年齢の垣根を問わずある。尺度を押しつけるのではなく、理解を求めていくことだと思う」と答えました。

愛知労働局ではこのたびの認定1号を布石として、県下の事業主が「女性活躍推進の取組」を進めることができるよう、働きかけを行っていきます。



企業内での取組について懇談する局幹部と中部電力の皆様

平成28年度 全国安全週間

安全課
☎052-972-0255



平成28年度「全国安全週間」スローガン

見えますか？あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける 安全管理

7月1日(金)から7日(木)までを安全週間

6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、全国で展開されます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎えます。

愛知労働局並びに管下労働基準監督署では、以下のような活動を実施します。

- 6月（準備期間）における活動
 - 安全週間説明会（各労働基準監督署後援）の開催
 - 県下約25の建設現場パトロールを実施
 - 各労働基準監督署での監督指導等の実施
- 7月1日～7日（本週間）における活動
 - 7月5日、愛知労働局主催による安全衛生表彰式の開催
 - 同日、愛知産業安全衛生大会（愛知労働基準協会主催）を開催
 - 大規模小売業などに対し愛知労働局長パトロール（計画中）
- 県内60機関（団体）へ愛知労働局長から安全週間への協力要請



～本年度 創設、新設または拡充された助成金のご案内～

愛知労働局では、各種雇用対策、社員のキャリア形成や人材育成、さらに育児と仕事の両立支援を行うために、事業主、労働者、求職者等に対する各種助成を行っています。

本年度、創設、新設または拡充された助成金の主なものは、以下のとおりです。



詳細または、他の助成制度については、愛知労働局の各窓口までお問い合わせください。

主な窓口は、雇用対策関係（キャリア形成、人材育成を含む）は職業安定部雇用助成室、育児・介護等との両立支援、ポジティブアクション関係、労働時間短縮関係、衛生対策関係は雇用環境・均等部企画課などです。

●本年度 創設、新設または拡充のあった主な助成金

は、創設

分類	助成金の名称	創設、新設または拡充内容	担当部署
再就職支援	労働移動支援助成金	・再就職支援奨励金について、休暇付与支援に係る助成金の増額 ・受入れ人材育成奨励金について、早期雇い入れ支援に係る助成金の増額	雇用助成室 第三係 052-219-5518
	生涯現役起業支援助成金	高年齢者の方が、起業するに当たって、高年齢者を雇入れた場合の雇用創出措置に関する費用の一部を支給する助成金を創設	雇用助成室 第三係 052-219-5518
新規雇入	高年齢者雇用安定助成金	・高年齢者の雇用環境整備に係る助成金の増額 ・助成金支給要件の緩和	(独) 高齢・障害・求職者支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 052-533-5625
	トライアル雇用奨励金	若者雇用促進法に基づく認定事業主がトライアル雇用（開始した日に対象者が35歳未満であるものに限る。）を実施する場合、奨励金額を増額	雇用助成室 第二係 052-219-5519
	特定求職者雇用開発助成金	・65歳以上の高年齢者を雇入れた場合の助成金額を増額 ・トライアル雇用奨励金（母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者が該当）と併用が可能（第2期支給対象期分）	雇用助成室 第二係 052-219-5519
	三年以内既卒者等採用定着奨励金	学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込み・募集を新たに行い（当該求人の申込み・募集前3年度間において、既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込み・募集を行っていない場合に限る。）、採用後一定期間定着させた場合の奨励金を創設	雇用助成室 第二係 052-219-5519
処遇・環境改善	キャリアアップ助成金	・正社員化コース、人材育成コース及び処遇改善コースの3コースに整理統合 ・有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共通の賃金テーブルを導入・適用した事業主に対しての助成金を新設	雇用助成室 第一係 052-688-5758
	職場定着支援助成金	・対象事業主の拡充 ・介護労働者雇用管理制度助成の新設	雇用助成室 第三係 052-219-5518
	建設労働者確保育成助成金	技能実習コースについて、 ・助成対象の実習内容の拡充 ・女性労働者を対象とする場合には中小企業建設事業主・団体以外へも助成対象とする ほか、助成メニューの拡充	雇用助成室 第三係 052-219-5518

	助成金の名称	創設、新設または拡充内容	担当部署
能力向上	キャリア形成促進助成金	・企業内人材育成推進助成金を統合し、制度導入コースとして新設。助成4類型（重点訓練コース・雇用型訓練コース・一般型訓練コース・制度導入コース）として整理統合 ・制度導入コースにおいて、教育訓練休暇制度、社内検定制度を追加。 ・特定分野認定実習併用職業訓練及び中高年齢者雇用訓練の新設 ・認定実習併用職業訓練について、中小企業以外にも拡充	雇用助成室 第一係 052-688-5758
障害者雇用	障害者トライアル雇用奨励金	対象者の雇入れ日の前日から過去3年間に、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の所持者に限る。）を常時雇用する労働者として雇用したことがない場合、奨励金額を増額	雇用助成室 第二係 052-219-5519
	障害者職業能力開発助成金	障害者の職業能力の開発・向上のために能力開発訓練を行う事業主に対して助成	職業対策課 052-219-5507
両立支援	両立支援等助成金 （出生時両立支援助成金）	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させた事業主に一定額を支給する助成金を創設	雇用環境・均等部企画課 052-219-5511
	両立支援等助成金 （介護支援取組助成金）	仕事と介護の両立支援のため、アンケートによる実態把握、介護休業等の制度に関する研修、相談窓口の設置などの体制整備を行った事業主に一定額を支給する助成金を創設	雇用環境・均等部企画課 052-219-5511
職場意識改善	職場意識改善助成金 （時間外労働上限設定コース）	労働時間等の設定の改善を行い、36協定の延長時間を短縮して、限度基準以下の上限設定とした中小事業主への助成金を創設	雇用環境・均等部企画課 052-219-5511

受動喫煙防止対策助成金の受付窓口が 雇用環境・均等部企画課になりました

受動喫煙防止対策助成金は、職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置を行う際に、その費用を助成するものです。受給対象となるためには、労働者災害補償保険の適用事業主であって事業場の室内またはこれに準ずる環境において、当該室以外での喫煙を禁止するために、当該事業場において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であることが必要です。

また、工事の着工前に交付決定を受ける必要があるなど、一定の要件があります。

詳細は 雇用環境・均等部企画課（電話：052-219-5511）まで
お問い合わせください。

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る 推薦及び選考開始日の申し合わせについて

職業安定課

☎052-219-5505

平成28年5月13日に愛知県就職問題連絡協議会（愛知労働局主催：愛知県、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、中学校及び高等学校、事業主団体、ハローワーク、その他関係機関の代表により構成）が開催され、平成29年3月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職について協議を行った結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、その趣旨の徹底を期すこととしました。

求人申込みから推薦・選考開始日等の日程は以下のとおりです。

◎新規中学校卒業者の求人申込み～選考日について

平成28年6月20日から求人申込みを開始し、推薦開始期日については平成29年1月1日以降となります。

また、選考開始期日については平成29年1月26日以降とし、同日が県内一斉選考日となります。

◎新規高等学校卒業者の求人申込み～選考日について

平成28年6月20日から求人申込みを開始し、推薦開始期日については求人事業所への推薦文書の到達が平成28年9月5日以降となります。選考開始日については平成28年9月16日以降となります。

～ 6 月は STOP! 転倒災害プロジェクト 重点取組期間です ～

転倒災害は依然として休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多く、平成29年までに休業4日以上死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更に転倒災害減少への取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進し、全国安全週間準備期間である6月を重点取組期間として、「職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認」を呼びかけています。

各事業場におかれましても、下記に掲げる転倒災害防止のための各種対策を推進し、身近に発生しうる転倒災害を防止する取組をお願いします。

一般的な転倒災害防止対策

- (1) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 転倒予防体操の励行



いよいよ暑さも本番に！ 早めの「熱中症予防対策」の徹底を

毎年、日差しが急に強くなってくると、全国的に熱中症が発生します。愛知県内では就業中の熱中症により、過去10年間で15人、平成27年には4人が死亡しています。



◎給水のポイント

こまめな水分と塩分の補給
喉が渴いたと感じる前の補給

熱中症を予防するために特に重要な事項

- ① WBGT値や気温の予報値、実測値をもとに作業計画を立て、管理を行うこと。
- ② 休憩場所を設け、こまめに休憩を取ること。
- ③ 水分と塩分をこまめに補給すること。
- ④ 作業者が熱に順化（熱に慣れて適応すること）する期間を確保すること。
- ⑤ 睡眠不足、体調不良等により熱中症が発生しやすくなるおそれがあることから、日頃より健康管理を行うこと。

作業者は、体調異常を感じたらすぐ管理者に申し出ましょう。

6月1日から化学物質のリスクアセスメントが義務化されました

始めましょう 先ずは「ラベルでアクション」から

安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている640物質を取り扱う事業場は、本年6月1日以降、**※化学物質のリスクアセスメント**に取り組む義務を負うこととなります。

※化学物質のリスクアセスメントとは？

化学物質の使用状況（どこで、どのように、どのくらいの量・頻度など）を把握し、労働者への影響を評価することをいいます。また、事業者は、その評価結果に応じ適切な措置を講ずることが必要です。

1. 化学物質の危険性・有害性は、見た目だけでは分かりません。まず、**容器のラベル表示を確認**しましょう。（ラベルでアクション）
2. ラベルに絵表示（GHSマーク）があったら、**SDS（安全データシート）を確認**しましょう。
3. SDSを確認すると化学物質の危険性・有害性が分かります。
4. 危なさに応じた対応を決め、実行しましょう。

絵表示（GHSマーク）の例



- ・絵表示のあるものは、SDSが作られています。
- ・SDSは、メーカーや仲介業者から入手できます。

労働保険年度更新の申告・納付期間は6月1日から7月11日までです



社員の安心のために
みんなの安心、労働保険。働くよこび、労働保険。
労働保険の年度更新
労災保険・雇用保険
平成28年度
6月1日(水)～7月11日(月)
●年度更新申告書は5月末迄に送付する予定です。●電子申請を是非ご利用ください。
●口座振替による納付が便利です。
厚生労働省 年度更新の知らせページ 年度更新 検索

本年度の労働保険年度更新の変更点は以下のとおりです。

平成28年度より雇用保険料率が改定されました。

(労災保険料率は変更なし)

平成28年度の雇用保険の概算保険は新しい料率で、平成27年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

～労働保険の年度更新期間に伴うコールセンターの開設について～

労働保険の年度更新期間中に、コールセンター（電話により問い合わせ窓口）を開設します。

年度更新申告書の記入方法などについては、コールセンターへのお問い合わせが便利です。

○コールセンター電話

0120-949-732

○開設日時

平成28年5月25日(水)～7月19日(火) (土日祝日除く)

9時～17時

★詳しくは愛知労働局ホームページ

(http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html)

または、厚生労働省ホームページをご覧ください。

「知って得する労働法」プレート No.11～No.12

監督課

☎052-972-0253

★ 学校・職場内など掲示頂ける場所を募集中！ ★ (全17種 随時紹介いたします)



知って得する労働法 しゅうぎょう きどく **就業規則** って見たことある？
労使協定(例)：賃金、福利、労働外労働、年次有給休暇の計画的付与等
法令の要旨、就業規則、各種労使協定などを常時、各作業場の見やすい場所に再示し、又は備付けすること、書面の交付すること、その他の方法によって、労働者に周知させなければなりません。(労働基準法第106条)
★労使協定・・・36協定など、使用者と労働者(労働者の過半数代表者)で組織する労働組合があるときはその労働組合、ない時は労働者の過半数を代表する者)と書面による協定をいいます。
労働者が見やすい周知の方法
目につく場所への掲示
就業規則や労使協定のカウンターなどに備付け
社内インターネット
就業規則
〇〇会社
No.11